

令和7年10月6日

会員薬局・店舗販売業
管理薬剤師 各位

一般社団法人秋田県薬剤師会
会長 安田 哲弘

医薬品販売制度に関する自己点検の回答について（ご依頼）

本会事業に日頃格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度医薬品販売制度実態調査の結果が公表され、全体的な遵守率は横ばいとなりましたが、改善がみられた項目がある一方、依然として販売ルールを遵守していない施設が存在しているとの指摘がありました。このことに伴い日本薬剤師会より今年度も会員が所属する薬局・店舗が、医薬品販売制度における法令を遵守していることを確認することを目的として、標記自己点検の実施について依頼がありました。

今年度の自己点検は「文書を用いた情報提供」「情報提供された内容を理解したかどうか等の確認」の遵守状況が十分ではないことを受け、前年に引き続き点検項目としたほか「使用者への症状等の状況確認」が追加されております。また、今般の法改正にて指定濫用防止医薬品が定められることを受け、一層適切な販売対応の実施へ意識を高めるため「濫用等のおそれのある医薬品に係る販売対応」に関する項目が区別されております。

つきましては、会員が所属するすべての薬局・店舗販売業の施設からご回答をお願いいたします。

ご多忙中誠に恐縮ではございますが 11月14日（金）までに下記の自己点検回答フォーム（google フォーム）より、ご回答いただけますようお願い申し上げます。

自己点検回答フォーム <https://forms.gle/aEojD7hPULVUB7dT6>

QR コードはこちら



- ※ 本件については、本会ホームページ内の新着情報または「自己点検」で検索ください。
- ※ 厚生労働省より都道府県薬務主管課に対し、実態調査で遵守できていない項目が確認された薬局等について、個別に遵守状況の確認、監視指導を実施するよう依頼が行われていることを申し添えます。

一般社団法人秋田県薬剤師会 〒010-0874 秋田市千秋久保田町 6-6
TEL 018-833-2334 FAX 018-835-2576 E-mail : info@akiyaku.or.jp